

安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託  
及び安曇野市中学校英語課外授業指導業務委託 審査委員会設置要領

第1 設置

安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託及び安曇野市中学校英語課外授業指導業務委託について、その派遣業者及び委託業者を適正に決定するため、安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託及び安曇野市中学校英語課外授業指導業務委託審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

- (1) 「安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託及び安曇野市中学校英語課外授業指導業務実施要領」の確認に関する事。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関する事。
- (3) その他提案の審査に関し、審査会が必要と認めた事項。

第3 構成

審査会は、委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。  
なお、委員長は、学校教育課長をもって充てる。

第4 委員長の職務

委員長は、審査会を主宰し、会議の議長となる。

第5 委員の任期及び審査会の設置期間

委員の任期及び審査会の設置期間は、委嘱の日から所掌事務が終了するまでの間とする。

第6 会議

- (1) 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- (3) 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

## 第8 守秘義務

委員は審査会で知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。

## 第9 庶務

審査会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

## 第10 委任

この要領に定めるもののほか審査会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 別表（第3条関係）

役職名	所 属・職 名
委員長	教育委員会事務局 学校教育課長
委員	教育委員会事務局 学校教育課教育指導室長
委員	教育委員会事務局 学校教育課教育指導室指導主事
委員	市立中学校長
委員	市立小学校長
委員	市立中学校 教諭
委員	市立小学校 教諭